

仙台市・宮城県調整会議 運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 21 の 2 第 1 項の規定に基づく指定都市都道府県調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、同条第 7 項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第 2 条 調整会議の名称は、「仙台市・宮城県調整会議」とする。

（会議）

第 3 条 調整会議は、宮城県知事及び仙台市長が開催する。

2 調整会議は、公開とする。ただし、第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあるなど、公開に支障があると宮城県知事又は仙台市長が判断した場合には、会議を非公開とすることができる。

（事務局）

第 4 条 調整会議の事務を処理するため、宮城県及び仙台市に事務局を置く。

（経理）

第 5 条 調整会議に要する経費は、宮城県及び仙台市の負担とする。

2 前項の経費の負担に関し必要な事項は、宮城県及び仙台市の協議によって定める。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は、宮城県知事及び仙台市長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 月 日から施行する。